

一般社団法人日本 LD 学会

編集規程

最近改定：2017年2月5日

1. 本機関誌は一般社団法人日本 LD 学会の設立の趣旨にしたがって、LD（学習障害）ならびにその周辺領域に関する原著、実践研究、総説（展望・解説・研究動向等を含む）、資料、短報、討論（意見論文を含む）、および LD に関する内外の動向の最新情報等を掲載する。
2. 編集のために編集委員会および編集委員をおく。編集委員の中から常任編集委員を選ぶ。編集委員会は常任編集委員によって構成される。常任編集委員には複数の理事が加わり、本学会の趣旨に沿った編集がなされるように努めることとする。
3. 機関誌の発行は年間4号とする。
4. 会員の論文の掲載料は無料とする。また、原稿料の支払はしない。
5. 人権侵害になるような研究、表現は認められない。インフォームド・コンセントを得ていることが望ましく、また表現等における倫理的な配慮が求められる。
6. 投稿された原稿に対しては編集委員が査読を行い、採否の決定を行うとともに、原稿の修正を求めることができるものとする。

附則

1. 本規程は、2009年4月1日より施行する。
2. 本規程は、2011年11月6日に一部改定する。
3. 本規程は、2016年2月7日に一部改定する。
4. 本規程は、2017年2月5日に一部改定する。